

令和6年草加市議会議会運営委員会要点記録（第16回）

◆開会年月日	令和6年6月18日（火曜日）			
◆開催の場所	第3委員会室			
◆出席委員	石川 祐一	委員長	田川 浩司	委員
	木村 忠義	副委員長	斉藤 雄二	委員
	森 覚	委員	松井 優美子	委員
	中島 綾菜	委員	佐藤 利器	委員
	田中 宣光	委員		
◆欠席委員	なし			

◆協議事項 1 本会議の欠席に対する招状の発出について

◆議事内容

午後4時46分開会

1 本会議の欠席に対する招状の発出について

河合議員が6月17日及び18日の本会議を体調不良を理由に欠席したが、6月17日には、東京都知事選挙に関する記者会見を行っていることから、正当な理由なく本会議を欠席しているものと認め、地方自治法第137条に基づき招状を発することについて御協議いただきたい。

(参考) 地方自治法第137条

普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

※「どのような形で体調不良の連絡が来たのか。欠席届が出されているのか。」<斉藤委員>

※「6月16日（日）の午後10時過ぎに発熱したという連絡があり、17日（月）の朝、熱が下がらないので本会議を欠席するという連絡があった。そして本日の朝、体調不良により本日も本会議を欠席するという連絡がラインワークスであった。登庁していないので、欠席届は書いてもらっていない。」<武田事務局長>

※「辞職時期について、事務局に相談はあったのか。」<斉藤委員>

※「河合議員からの相談はないが、6月11日（火）の総務文教委員会が開催された日に辞職時期について問いかけてみたところ、まだ完全に東京都知事選挙に出馬すると決めたわけではないので、現段階では何とも言えないとのことだった。」<武田事務局長>

※「出馬の事前受付をしたかは確認しているか。」<斉藤委員>

※「ネットニュースや報道等の情報だけで、本人への確認はしていない。」
<武田事務局長>

※「招状はどのような形で河合議員に渡すのか。」<斉藤委員>

※「自宅ポストに投函し、ラインワークスにも連絡を入れ、本人に本日見ても

らえるようにする。」〈武田事務局長〉

※「今現在、河合議員とは連絡がついているのか。」〈田中委員〉

※「連絡は試みていないが、体調不良で欠席をすると連絡があった時のこちら側からの返事には既読はついている。」〈武田事務局長〉

※「招状を発するという事でよいか。」〈石川委員長〉

※「それでよい。」〈全委員〉

→ **河合議員に対して、招状を発することに決定**

※「招状の内容についてご確認いただきたい。」〈石川委員長〉

※「招状を出した後の対応について、事務局で把握していることがあれば教えてほしい。」〈田川委員〉

※「河合議員が明日欠席の場合には、議長の出席を求める招状に従わないということで懲罰の対象にはなるが、欠席理由の正当性についてはきちんと確認する必要がある。確認をしないで単なる欠席であるからということで懲罰をかけてしまうと、後から正当な理由が出てきた場合に、議会側が不手際で訴えられる可能性がある。明日本人が来た場合には、議長の命令に従ったということで懲罰事犯自体が消えるので懲罰にはならない。」

〈武田事務局長〉

※「明日の朝、議会運営委員会を開催し、対応を協議する場合もあるのか。」

〈松井委員〉

※「河合議員が明日来た場合には議会運営委員会は開かない。明日来なかった場合には、議員の懲罰を発議するのは議長しかできないため、明日に手続きをするのであれば議長が発議して、懲罰特別委員会を設置するという流れになる。しかし、明日の朝の段階で選挙活動をしているか確認が取ればよいが、確認ができない場合、朝の段階で懲罰の手続きに行くのは議長の立場からしても厳しいのではないか。なので今の段階で、欠席だったらすぐに議会運営委員会を開くということとは言えない。」〈武田事務局長〉

午後4時58分閉会

-
- ◆配付資料
- ・ 議会運営委員会協議事項
 - ・ 招状（案）

議会運営委員会協議事項

令和6年6月18日（火）
第3委員会室

1 本会議の欠席に対する招状の発出について

河合議員が6月17日及び18日の本会議を体調不良を理由に欠席したが、6月17日には、東京都知事選挙に関する記者会見を行っていることから、正当な理由なく本会議を欠席しているものと認め、地方自治法第137条に基づき招状を発することについて御協議いただきたい。

(参考) 地方自治法第137条

普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

(案)

令和6年6月18日

草加市議会議員 河合悠祐様

草加市議会議長 白石孝雄

招 状

令和6年草加市議会6月定例会において、6月17日以降の欠席は正当な理由がないと認めるので、地方自治法第137条の規定により、出席を求めます。